

北上市告示甲第58号

北上市病後児保育事業費補助金交付要綱（平成29年北上市告示甲第28号）の一部を次のように改正し、令和6年度分の補助金から適用する。

令和6年10月1日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(実施施設)</p> <p>第4 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、<u>病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」</u>に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(補助金の請求等)</p> <p>第8 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を請求するときは、北上市病後児保育事業費補助金請求書（様式第2号）に事業実績書及び<u>収支清算書</u>を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表（第6関係）</p>	<p>(実施施設)</p> <p>第4 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、<u>病児保育事業実施要綱（病児保育事業の実施について（令和6年3月30日付けこ成保第180号こども家庭庁成育局長通知）に定めるものをいう。）</u>に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(補助金の請求等)</p> <p>第8 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を請求するときは、北上市病後児保育事業費補助金請求書（様式第2号）に事業実績書及び<u>収支精算書</u>を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表（第6関係）</p>

年間延べ利用児童数	補助金額
10人以上50人未満	円 5,187,000
50人以上100人未満	6,487,000
100人以上150人未満	6,597,000
150人以上200人未満	7,067,000
200人以上300人未満	8,007,000
300人以上400人未満	8,947,000
400人以上500人未満	9,887,000
500人以上600人未満	10,827,000
600人以上700人未満	11,767,000
700人以上800人未満	12,707,000
800人以上900人未満	13,647,000
900人以上1,000人未満	14,587,000
1,000人以上1,100人未満	15,527,000
1,100人以上1,200人未満	16,467,000
1,200人以上1,300人未満	17,407,000
1,300人以上1,400人未満	18,347,000
1,400人以上1,500人未満	19,287,000
1,500人以上1,600人未満	20,227,000
1,600人以上1,700人未満	21,167,000
1,700人以上1,800人未満	22,107,000
1,800人以上1,900人未満	23,047,000

年間延べ利用児童数	補助金額
10人以上50人未満	円 6,032,000
50人以上100人未満	7,332,000
100人以上150人未満	7,442,000
150人以上200人未満	7,912,000
200人以上300人未満	8,852,000
300人以上400人未満	9,792,000
400人以上500人未満	10,732,000
500人以上600人未満	11,672,000
600人以上700人未満	12,612,000
700人以上800人未満	13,552,000
800人以上900人未満	14,492,000
900人以上1,000人未満	15,432,000
1,000人以上1,100人未満	16,372,000
1,100人以上1,200人未満	17,312,000
1,200人以上1,300人未満	18,252,000
1,300人以上1,400人未満	19,192,000
1,400人以上1,500人未満	20,132,000
1,500人以上1,600人未満	21,072,000
1,600人以上1,700人未満	22,012,000
1,700人以上1,800人未満	22,952,000
1,800人以上1,900人未満	23,892,000

1,900人以上2,000人未満	<u>23,987,000</u>	1,900人以上2,000人未満	<u>24,832,000</u>
2,000人以上	<u>24,833,000</u>	2,000人以上	<u>25,678,000</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			